

厚生労働省の発給する中国向け証明書の申請について

本年（2021年）5月1日から施行される化粧品監督管理条例および関連細則による中国の新しい化粧品登録・届出手続きにおいて必要となる厚生労働省の発給する製造業許可に係る証明書（厚生労働省様式2-2）の申請については、以下のとおり行ってください。

1 化粧品の場合

- ・化粧品については、厚生労働省が発給する証明書についても、粧工連が申請の受付及び資料の確認を行います。厚生労働省の証明書の発給申請をする場合も粧工連に申請書類を提出してください。

【申請時の注意事項】

- ・今回、厚生労働省に発給申請できるのは、厚生労働省様式2-2のみです。
- ・申請書は、粧工連様式1と厚生労働省様式1の両方を提出してください。
- ・申請書（粧工連様式1及び厚生労働省様式1）への押印は省略可能です。
- ・申請書のうち、粧工連様式1については、事項欄のチェックは不要です。また、備考欄に厚生労働省証明分の申請である旨を記載してください。
- ・証明書（厚生労働省様式2-2）を英文様式で申請する場合は、署名欄に厚生労働省医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課長名を以下のとおり英文で記載してください。

厚生労働省医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課長名（2021年4月20日現在）

YOSHIDA Yasunori

邦文様式で申請する場合は課長の氏名を記載する必要はありません。

- ・今回の中国向け厚生労働省様式 2 - 2 の発給申請では、粧工連会員であっても添付資料のうち「化粧品製造業の許可証の写し」を添付する必要があります。

また、添付資料のうち「国からの証明が必要となる根拠法令等の写し」は不要です。

- ・上記のほか、輸出用化粧品の証明書の発給申請手続きに従って申請してください。

その他、詳細については、粧工連ホームページを御確認ください。

(URL : <https://www.jcia.org/user/business/export/mhlw>)

2 医薬部外品の場合

- ・医薬部外品については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が受付窓口となっていますので、PMDAのホームページを御確認ください。

(URL : <https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/cert-exp/0002.html>)